【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年1月15日
【発行者名】	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　山本　真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー Ｎ館
【事務連絡者氏名】	谷澤　儀彦
【電話番号】	03-6267-1955
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）

上記ファンドを、以下、「当ファンド」または単に「ファンド」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）	ＵＳ還元４有

＜照会先＞

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス　http://www.mamj.co.jp/
電話番号　03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

＊販売会社は、上記照会先にてご確認いただけます。

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

※販売会社は、(4)［発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊再投資される収益分配金については1口単位とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2019年1月16日（水）から2019年7月11日（木）まで

（注）継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①　申込みの方法

・受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

・分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

・お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

また、販売会社によっては、以下のファンド間で「スイッチング」による取得申込みを取扱う場合があります。

ＵＳ株主還元ファンド（年１回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（年４回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年１回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）

詳細につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。（スイッチングとは、あるファンドの解約した受取金額をもって他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。）

②　取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

③　振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

● 投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

④　申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

⑤　日本以外の地域における発行は行いません。

⑥　以下の日には、ご購入のお申込みができません。

・ニューヨーク証券取引所休業日
・ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

⑦　原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込み分とします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年4回	北米		
債券				
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
	日々	オセアニア		
不動産投信				
	その他	中南米		
その他資産				
（投資信託証券（株式　一般））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合				
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

※当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	①ブル・ベア型	目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）をめざす旨の記載があるものをいいます。
	②条件付運用型	目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	③ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。
	④その他型	目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、１兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

1 株主還元を積極的に行う米国企業に投資します。

●企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元に活用している米国企業を選別します。

●当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2 エポック・インベストメント・パートナーズ・インクが運用を担当します。

●主に「マニュライフ・US株主還元マザーファンド」(以下、マザーファンドということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。

●マザーファンドの運用はエポック・インベストメント・パートナーズ・インクが担当します。

3 決算頻度および為替ヘッジの有無の異なる4つのコースからお選び頂けます。

		為替ヘッジの有無	
		為替ヘッジあり (原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。)	為替ヘッジなし (原則として為替ヘッジを行いません。)
決算頻度	年1回決算型 毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。	US株主還元ファンド (為替ヘッジあり・年1回決算型)	US株主還元ファンド (年1回決算型)
決算頻度	年4回決算型 基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行います。 毎年1月、4月、7月および10月の15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。	US株主還元ファンド (為替ヘッジあり・年4回決算型)	US株主還元ファンド (年4回決算型)

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

US株主還元ファンド(年1回決算型)／(年4回決算型) :為替ヘッジなし

US株主還元ファンド(為替ヘッジあり・年1回決算型)／(為替ヘッジあり・年4回決算型) :為替ヘッジあり

以上を総称して「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、年1回決算型のファンドを「年1回決算型」、年4回決算型のファンドを「年4回決算型」ということがあります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

マニュライフ･US株主還元マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

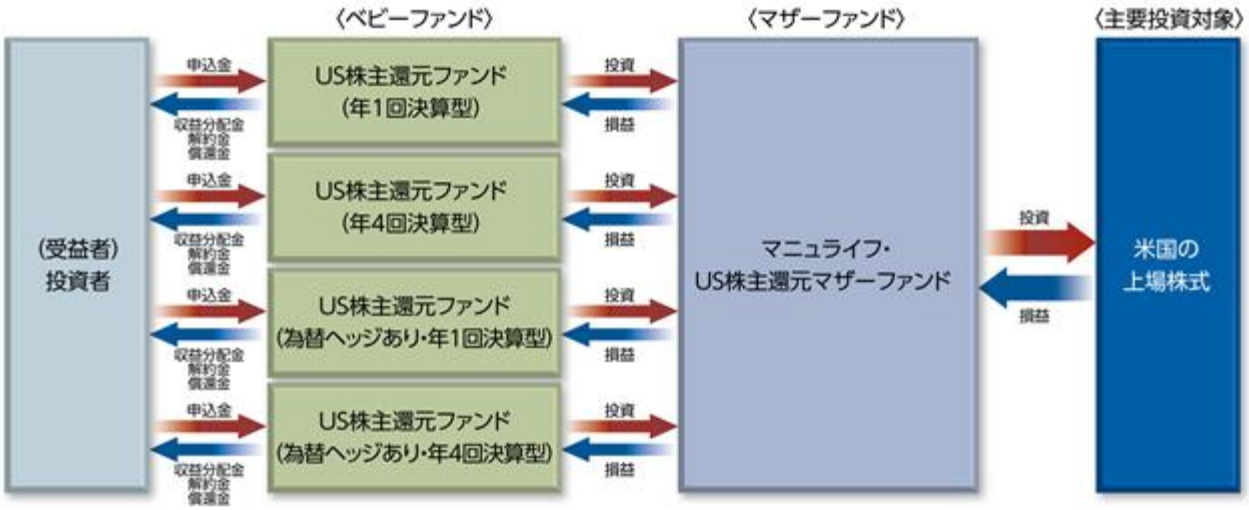

運用プロセス

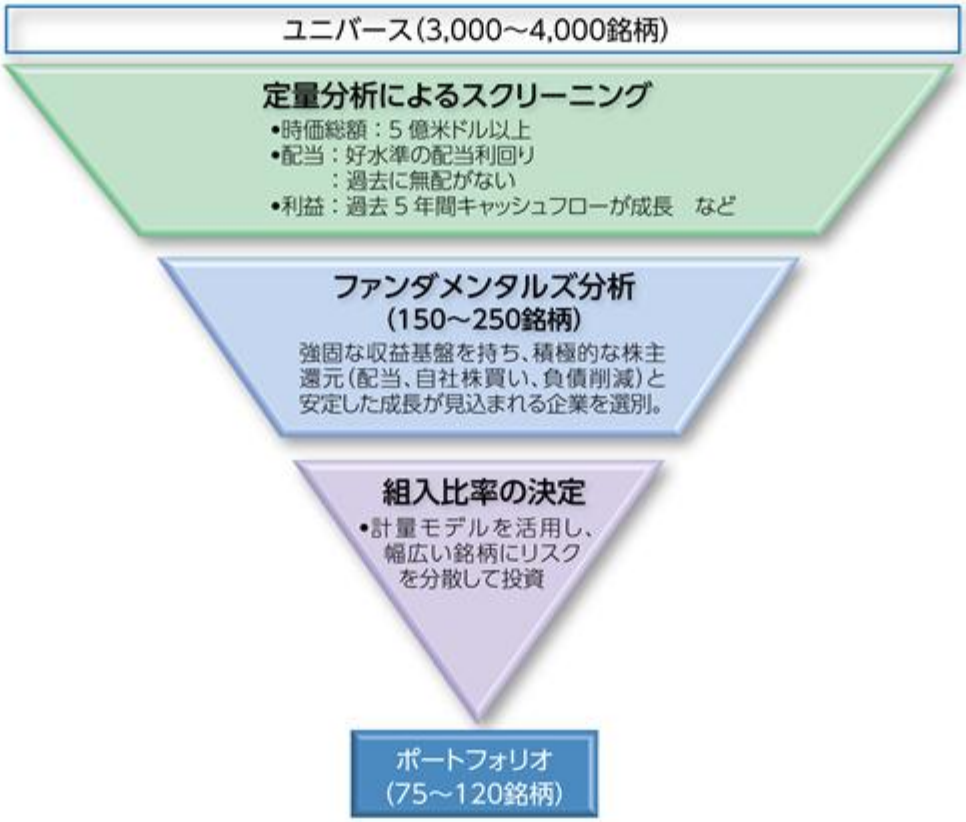

＊運用プロセスは2018年9月末現在のものであり、将来変更される場合があります。
出所：エポック・インベストメント・パートナーズ・インクの資料をもとにマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

委託会社の概要

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニュライフ・グループの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

<マニュライフについて>

マニュライフ・グループの概要

マニュライフ・アセット・マネジメントの強み

1. グローバルな展開
カナダ、米国、英国、日本、香港およびアジア各国に運用拠点を展開し、運用総資産額は約45兆円*に上ります。
2. 世界で450名超の運用プロフェッショナル
経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、卓越した運用ソリューションを提供しています。
3. 多様な運用戦略
世界の上場株式・債券のほか、不動産、森林、農地投資等のオルタナティブ運用にも長年の実績があります。

*2018年9月末現在の為替レートで換算、株式時価総額はマニュライフ・ファイナンシャル社（カナダ・トロント証券取引所）
出所：マニュライフ・ファイナンシャル・グループ、マニュライフ・アセット・マネジメント・リミテッド（2018年9月末現在）

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。
●期中収益に該当する部分　：①配当等収益(経費控除後)　②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
●期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金　④収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　(2)計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA　ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合　ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合

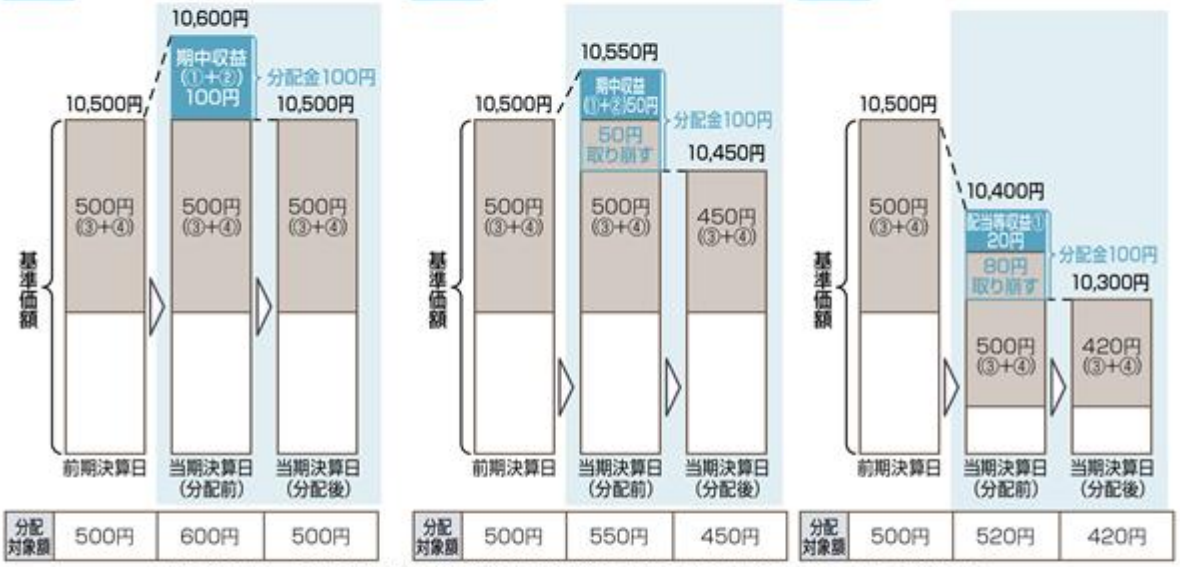

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。
ケースA：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

☆A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

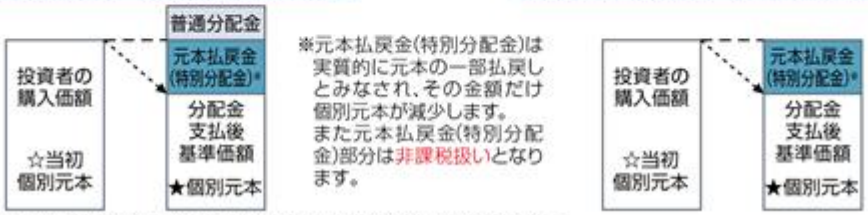

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

2017年1月13日　　当初設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割

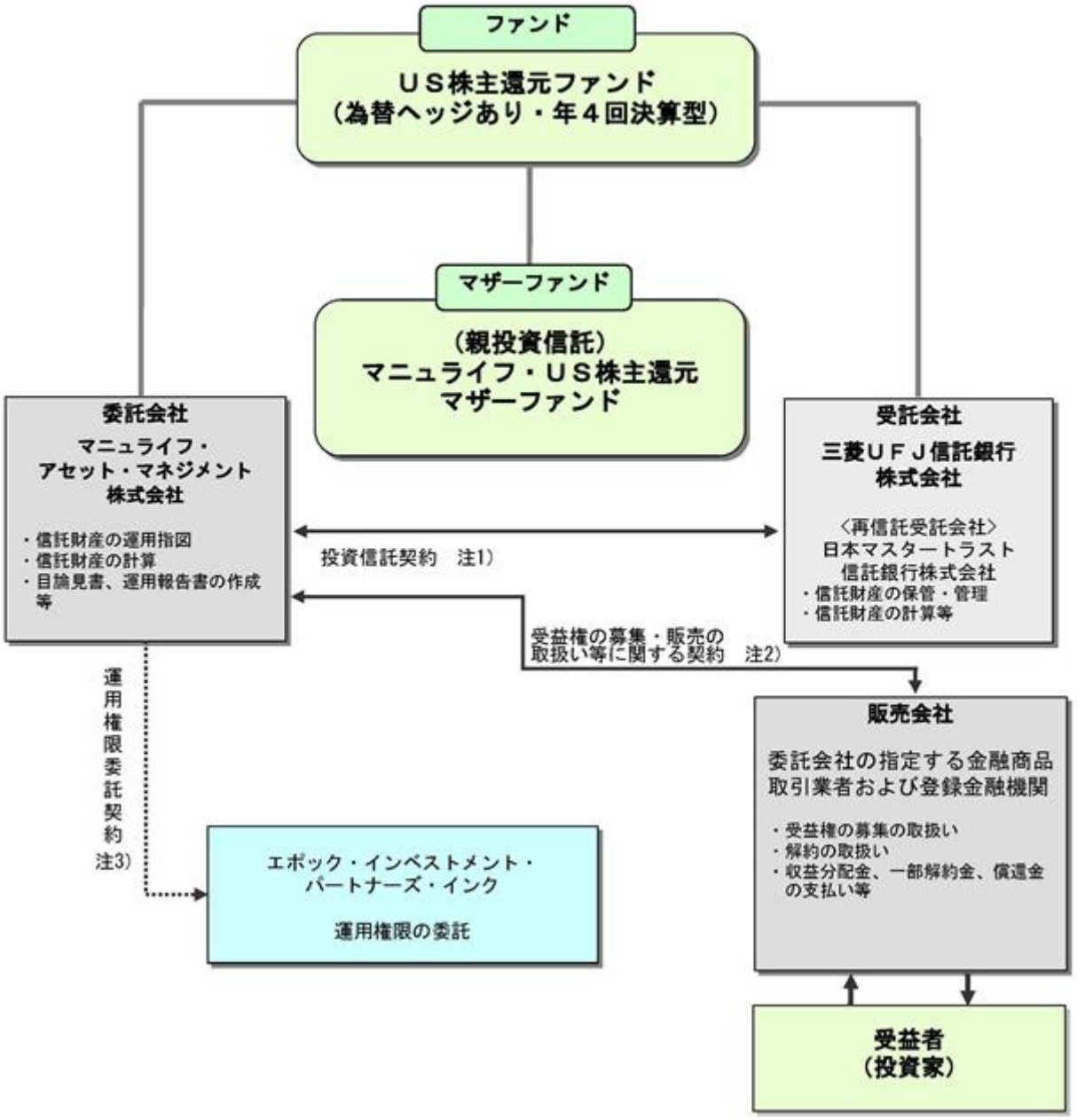

＜関係法人と締結している契約の概要＞

注１）　投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注２）　投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

注３）　投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（2018年10月末現在）

1．資本金の額　　1億4,050万円

2．沿革

2004年4月 8日	会社設立
2005年10月7日	社団法人日本投資顧問業協会※加入
2007年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2016年4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3．大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

主としてマニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 投資態度

1．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場されている株式（※）に分散投資を行います。

（※）株式・・・ＤＲ（預託証券）および上場予定を含みます。

2．マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

3．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

4．当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

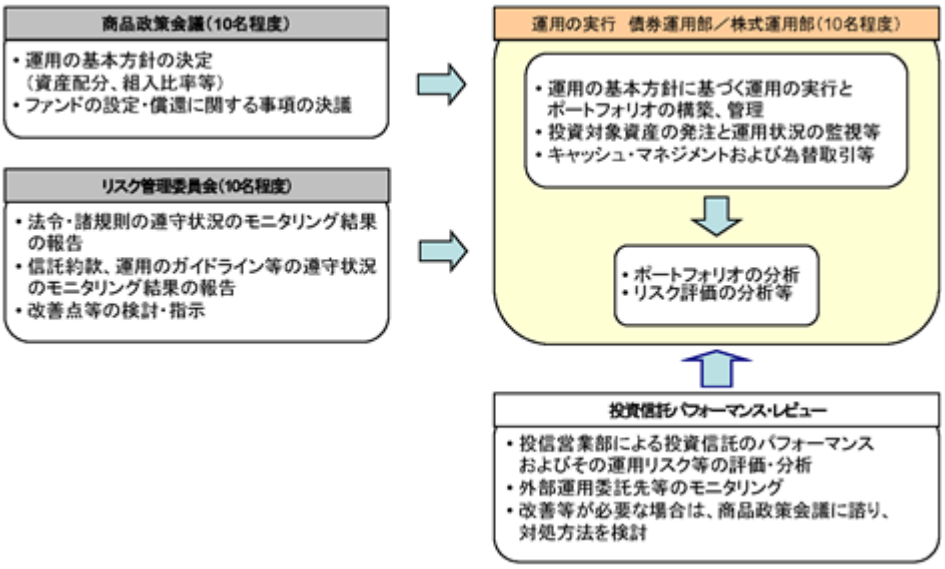

商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1.運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2.実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。

2．運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎年1月、4月、7月および10月の各15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第１期決算日は平成29年4月17日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ デリバティブ取引は行いません。

⑥ 資金の借入れ

ａ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

＜法令に基づく投資制限＞

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考＞マザーファンドの概要

（１）投資方針

①　基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②　主要投資対象

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式に分散投資を行います。

③　投資態度

イ．主として米国の金融商品取引所に上場されている株式（※）に分散投資を行います。

（※）株式・・・ＤＲ（預託証券）および上場予定を含みます。

ロ．エポック・インベストメント・パートナーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

ハ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ．当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（２）主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことができます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ デリバティブ取引は行いません。

⑦ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

＜主な変動要因＞

① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

② 為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

＜その他の留意点＞

① クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 解約について

一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

③ 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

（2）投資リスクに対する管理体制

◆　リスク管理関連の会議

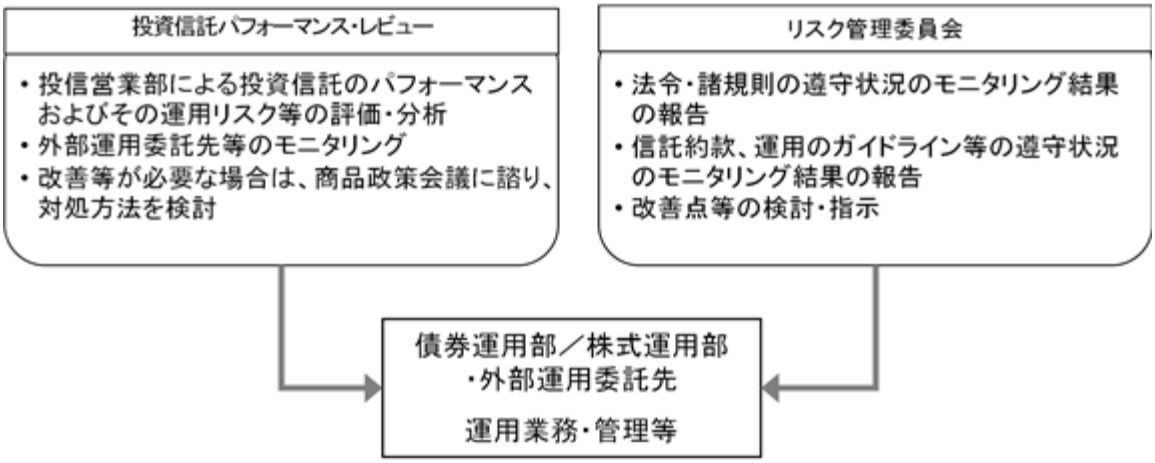

リスク管理委員会	**コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。**

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（3）参考情報

US株主還元ファンド(為替ヘッジあり・年4回決算型)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2017年1月13日であるため、2017年1月末以降の分配金再投資基準価額を表示しています。当ファンドの年間騰落率は、2018年1月から2018年10月で算出しています。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2017年1月13日であるため、2018年1月から2018年10月で算出した年間騰落率の数値を表示しています。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日 本 株･･･東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株･･･MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株･･･MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債･･･NOMURA-BPI国債
先進国債･･･FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債･･･JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。
(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス　http://www.mamj.co.jp/
電話番号　03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

■投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

毎日のファンドの純資産総額に年率1.5336%（税抜1.42%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.73%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.65%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.04%

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるエポック・インベストメント・パートナーズ・インクに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

＊上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時　期	項　　目	費　用　額
毎　日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額注）を左記の合計額とみなします。
都　度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。)運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

申込から解約または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

①　個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
2014年１月１日 ～ 2037年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税※2　20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)

※１2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

※２原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

・配当控除の適用はありません。

［損益通算について］

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	2014年1月1日から2037年12月31日までは源泉徴収15.315%※（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

※2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＊上記は2018年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆ 個別元本について

1．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

＊詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

－まとめ－

	購入形態	個別元本の計算
原　　則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例　　外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

◆　収益分配金の課税について

●　分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

●　受益者が収益分配金を受取る際

①　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

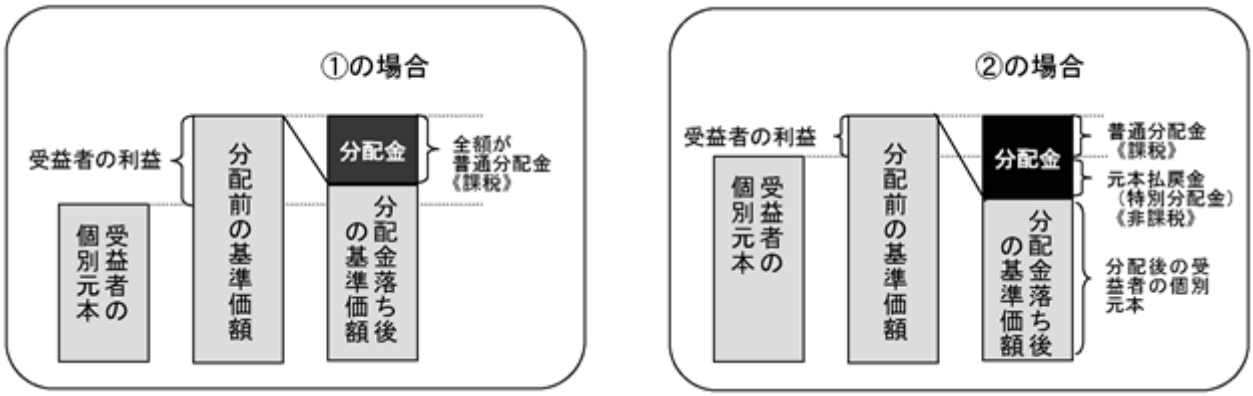

＊上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は当ファンドの2018年10月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	115,317,340	100.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△938,975	△0.82
合計（純資産総額）	－	114,378,365	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド	89,448,759	1.2803	114,521,247	1.2892	115,317,340	100.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種　　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.82
合計	100.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	22,000.00	2,465,397	2,483,580	2.17
	米ドル	売建	1,010,000.00	113,148,992	114,018,900	△99.68

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率です。
（注2）為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（参考）マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,530,456,889	89.08
	カナダ	49,891,675	1.75
	ドイツ	30,534,812	1.07
	オランダ	16,769,609	0.59
	アイルランド	59,547,757	2.09
	イギリス	107,320,020	3.77
	小計	2,794,520,762	98.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	46,078,020	1.62
合計(純資産総額)	―	2,840,598,782	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	8,348	5,397.97	45,062,267	6,589.46	55,008,869	1.93
2	アメリカ	株式	AMEREN CORPORATION	公益事業	7,359	6,287.06	46,266,494	7,361.89	54,176,222	1.90
3	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	6,886	7,242.97	49,875,140	7,460.43	51,372,564	1.80
4	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9,946	4,113.60	40,913,897	4,857.72	48,314,897	1.70
5	アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	5,723	7,752.64	44,368,398	8,416.35	48,166,774	1.69
6	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,133	4,870.18	44,479,354	5,049.13	46,113,712	1.62
7	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,878	14,794.02	42,577,193	15,941.34	45,879,191	1.61
8	アメリカ	株式	CME GROUP INC	各種金融	2,183	18,451.18	40,278,940	20,666.55	45,115,083	1.58
9	アメリカ	株式	WELLTOWER INC	不動産	5,687	5,960.87	33,899,490	7,870.43	44,759,178	1.57
10	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	4,620	8,683.64	40,118,436	9,494.58	43,864,986	1.54
11	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	4,144	11,570.64	47,948,738	10,532.04	43,644,804	1.53
12	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3,656	10,542.24	38,542,432	11,748.45	42,952,369	1.51
13	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	エネルギー	5,991	7,720.93	46,256,117	7,087.81	42,463,075	1.49
14	アメリカ	株式	WEC ENERGY GROUP INC	公益事業	5,329	6,974.55	37,167,381	7,899.88	42,098,487	1.48
15	アメリカ	株式	ENTERGY CORP	公益事業	4,445	8,907.89	39,595,611	9,393.78	41,755,372	1.46

16	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	11,979	3,889.34	46,590,505	3,451.03	41,339,915	1.45
17	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	3,947	11,535.53	45,530,741	10,246.63	40,443,457	1.42
18	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,771	6,475.07	30,892,579	8,253.25	39,376,285	1.38
19	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	987	37,294.25	36,809,427	39,630.80	39,115,606	1.37
20	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	3,796	8,876.18	33,694,003	10,101.65	38,345,899	1.34
21	アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	4,793	8,696.10	41,680,421	7,967.84	38,189,862	1.34
22	アメリカ	株式	METLIFE INC	保険	8,221	5,298.46	43,558,666	4,613.07	37,924,129	1.33
23	アメリカ	株式	3M CO	資本財	1,752	24,409.79	42,765,961	21,497.88	37,664,287	1.32
24	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP	資本財	1,090	38,802.87	42,295,135	32,966.58	35,933,581	1.26
25	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4,005	8,799.16	35,240,673	8,922.62	35,735,104	1.25
26	アメリカ	株式	KIMBERLY-CLARK CORP	家庭用品・パーソナル用品	2,925	11,987.43	35,063,258	12,031.60	35,192,459	1.23
27	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR	食品・飲料・タバコ	6,873	6,663.08	45,795,388	4,961.92	34,103,280	1.20
28	アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	3,494	10,425.58	36,426,987	9,377.92	32,766,480	1.15
29	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	4,259	7,749.24	33,004,052	7,680.16	32,709,804	1.15
30	アメリカ	株式	AMERICAN ELECTRIC POWER	公益事業	3,876	7,626.92	29,561,974	8,414.08	32,612,995	1.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	4.23
		素材	3.86
		資本財	9.62
		商業・専門サービス	2.71
		運輸	0.66
		耐久消費財・アパレル	1.50
		消費者サービス	2.57
		小売	2.11
		食品・生活必需品小売り	1.10
		食品・飲料・タバコ	9.48
		家庭用品・パーソナル用品	3.15
		ヘルスケア機器・サービス	2.14
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.47
		銀行	3.61
		各種金融	2.67
		保険	5.59
		不動産	3.15
		ソフトウェア・サービス	3.60
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.34
		電気通信サービス	5.06
		公益事業	17.01
		半導体・半導体製造装置	4.62
合計			98.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2017年 4月17日)	452,524,117	467,897,671	1.0008	1.0348
第2特定期間 (2017年10月16日)	331,469,252	344,045,209	1.0016	1.0396
第3特定期間 (2018年 4月16日)	163,805,840	163,805,840	0.9456	0.9456
第4特定期間 (2018年10月15日)	114,954,337	114,954,337	0.9514	0.9514
2017年10月末日	328,879,342	—	1.0017	—
2017年11月末日	318,791,683	—	1.0267	—
2017年12月末日	263,050,653	—	1.0361	—
2018年 1月末日	229,956,120	—	1.0125	—
2018年 2月末日	186,468,256	—	0.9709	—
2018年 3月末日	180,534,787	—	0.9434	—
2018年 4月末日	157,112,270	—	0.9420	—
2018年 5月末日	152,890,076	—	0.9497	—
2018年 6月末日	138,003,484	—	0.9479	—
2018年 7月末日	127,243,425	—	0.9708	—
2018年 8月末日	119,687,858	—	0.9905	—
2018年 9月末日	119,200,360	—	0.9865	—
2018年10月末日	114,378,365	—	0.9466	—

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自　2017年 1月13日 至　2017年 4月17日	0.0340
第2特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	0.0650
第3特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	0.0430
第4特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	0.0000

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自　2017年 1月13日 至　2017年 4月17日	3.5
第2特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	6.6
第3特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	△1.3
第4特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	0.6

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自　2017年 1月13日 至　2017年 4月17日	453,163,377	1,000,000	452,163,377
第2特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	29,648,891	150,866,006	330,946,262
第3特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	9,842,545	167,560,322	173,228,485
第4特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	918	52,397,155	120,832,248

(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
(注2)第1特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

2018年10月31日現在

US株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年4回決算型）

基準価額・純資産の推移

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	9,466円
純資産総額	1.1億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2017年10月	380円
2018年1月	430円
2018年4月	0円
2018年7月	0円
2018年10月	0円
直近1年間合計	430円
設定来合計	1,420円

※分配金の額は収益分配方針に基づき委託会社が決定します。過去の分配金実績は将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

主な資産の状況

■資産別構成比

組入ファンド・資産	比率
マニュライフ・US株主還元マザーファンド	100.8%
現預金等	-0.8%
合計	100.0%

※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。計理処理の仕組み上、「現預金等」の数値がマイナスになることがあります。
※数値を四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。

ポートフォリオの状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産別構成比

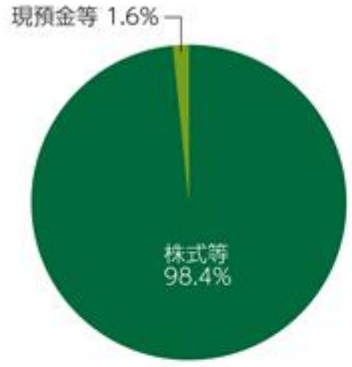

●業種別構成比

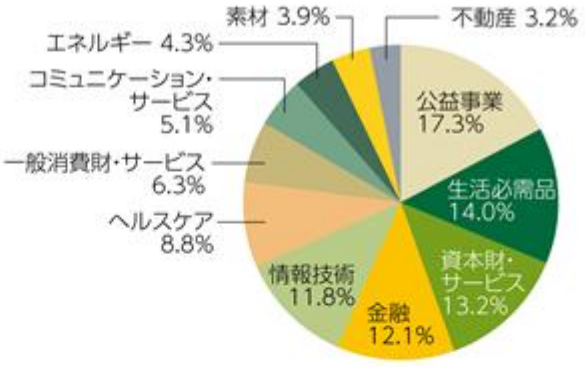

※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。
※業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基いて分類することがあります。
※資産別構成比、業種別構成比は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

●組入上位10銘柄　（組入数：98銘柄）

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	コミュニケーション・サービス	1.9%
2	アメレン	米国	公益事業	1.9%
3	アルトリア・グループ	米国	生活必需品	1.8%
4	ファイザー	米国	ヘルスケア	1.7%
5	アーサーJ.ギャラガー	米国	金融	1.7%
6	シスコ・システムズ	米国	情報技術	1.6%
7	ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	ヘルスケア	1.6%
8	CMEグループ	米国	金融	1.6%
9	ウェルタワー	米国	不動産	1.6%
10	デューク・エナジー	米国	公益事業	1.5%

※組入比率は純資産総額に対する比率です。
※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基いて分類することがあります。
※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

年間収益率の推移

US株主還元ファンド(為替ヘッジあり・年4回決算型)

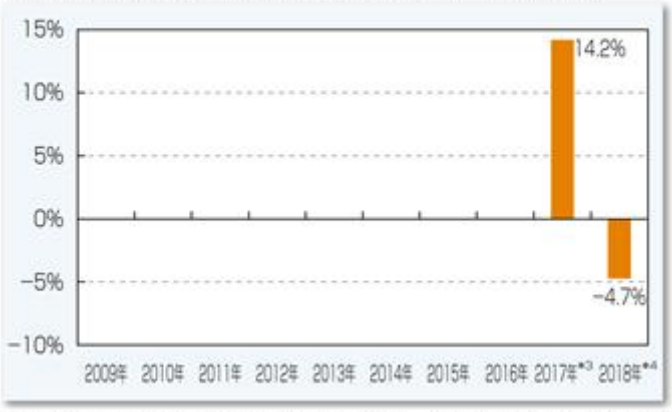

*3:2017年:設定日(2017年1月13日)～2017年12月末の収益率
*4:2018年:2018年1月～2018年10月末の収益率
※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

2019年1月16日（水）から2019年7月11日（木）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

・ニューヨーク証券取引所休業日

・ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）	ＵＳ還元４有

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

＜照会先＞

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス　http://www.mamj.co.jp/
電話番号　03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

④ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記③の＜照会先＞においてもご確認いただけます。

⑦　申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。
また、販売会社によっては、以下のファンド間で「スイッチング」による取得申込みを取扱う場合があります。

ＵＳ株主還元ファンド（年１回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（年４回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年１回決算型）
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）

詳細につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。（スイッチングとは、あるファンドの解約した受取金額をもって他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。）

⑧　申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

⑨　申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）を販売会社が定める日までにお支払い下さい。
払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑩　その他

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。
・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

① 解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

・ニューヨーク証券取引所休業日

・ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金※（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

※税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧下さい。

※基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

新聞掲載略称および照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

④ 換金手数料

ありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

⑨ その他

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×1万口

（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

投資信託証券（親投資信託）	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。（注）
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。（注）
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場および対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

③ 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2017年1月13日から2026年7月15日までとします。

ただし、後記(5)[その他]１.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、および10月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

① 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑥ このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

２.信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 上記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

３. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

４.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
http://www.mamj.co.jp/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

５.運用報告書

毎年4月および10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

６.関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。

・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注)償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2018年4月17日から2018年10月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (2018年 4月16日現在)	当特定期間 (2018年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	163,799,122	116,392,960
派生商品評価勘定	6,718	-
未収入金	2,439,882	543,244
流動資産合計	166,245,722	116,936,204
資産合計	166,245,722	116,936,204
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,438,623
未払金	1,507,329	-
未払受託者報酬	21,430	13,027
未払委託者報酬	739,315	449,307
その他未払費用	171,808	80,910
流動負債合計	2,439,882	1,981,867
負債合計	2,439,882	1,981,867
純資産の部		
元本等		
元本	173,228,485	120,832,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,422,645	△5,877,911
（分配準備積立金）	416,835	1,415,956
元本等合計	163,805,840	114,954,337
純資産合計	163,805,840	114,954,337
負債純資産合計	166,245,722	116,936,204

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	当特定期間 自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△3,190,389	10,131,663
為替差損益	6,417,687	△7,617,022
営業収益合計	3,227,298	2,514,641
営業費用		
受託者報酬	53,164	29,458
委託者報酬	1,834,091	1,016,211
その他費用	343,616	163,618
営業費用合計	2,230,871	1,209,287
営業利益又は営業損失（△）	996,427	1,305,354
経常利益又は経常損失（△）	996,427	1,305,354
当期純利益又は当期純損失（△）	996,427	1,305,354
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	418,306	275,995
期首剰余金又は期首欠損金（△）	522,990	△9,422,645
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,515,416
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,515,416
剰余金減少額又は欠損金増加額	304,828	41
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	159,660	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,168	41
分配金	10,218,928	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,422,645	△5,877,911

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 （２）特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は2018年 4月15日が休日のため、2018年 4月17日から2018年10月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	前特定期間 2018年 4月16日現在	当特定期間 2018年10月15日現在
１．元本の推移		
期首元本額	330,946,262円	173,228,485円
期中追加設定元本額	9,842,545円	918円
期中一部解約元本額	167,560,322円	52,397,155円
２．特定期間末日における受益権の総数	173,228,485口	120,832,248口
３．特定期間末日における1口当たり純資産額	0.9456円	0.9514円
特定期間末日における1万口当たり純資産額	9,456円	9,514円
４．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,422,645円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,877,911円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	前特定期間 自 2017年10月17日 至 2018年 4月16日	当特定期間 自 2018年 4月17日 至 2018年10月15日
1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.40%以内の額	純資産総額に対して年率 0.40%以内の額
2．分配金の計算過程	自2017年10月17日 至2018年 1月15日	自2018年 4月17日 至2018年 7月17日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	1,634,078円	881,391円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	8,252,745円	0円
信託約款に規定される収益調整金	60,647円	8,555円
信託約款に規定される分配準備積立金	368,847円	326,951円
分配対象収益	10,316,317円	1,216,897円
（1万口当たり）	434円	89円
分配金額	10,218,928円	0円
（1万口当たり）	430円	0円
	自2018年 1月16日 至2018年 4月16日	自2018年 7月18日 至2018年10月15日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	347,421円	341,392円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	10,906円	7,612円
信託約款に規定される分配準備積立金	69,414円	1,074,564円
分配対象収益	427,741円	1,423,568円
（1万口当たり）	24円	117円
分配金額	0円	0円
（1万口当たり）	0円	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。 当ファンドは、外貨建資産の価格変動リスクを回避するために為替予約取引を利用しております。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項 目	前特定期間 2018年 4月16日現在	当特定期間 2018年10月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 2018年 4月16日現在	当特定期間 2018年10月15日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△12,345,431	△1,172,749
合計	△12,345,431	△1,172,749

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前特定期間（2018年 4月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,213,759	－	3,214,800	1,041
	アメリカドル	3,213,759	－	3,214,800	1,041
	売建	161,817,277	－	161,811,600	5,677
	アメリカドル	161,817,277	－	161,811,600	5,677
合計		165,031,036	－	165,026,400	6,718

当特定期間（2018年10月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,404,977	－	8,394,750	△10,227
	アメリカドル	8,404,977	－	8,394,750	△10,227
	売建	116,881,614	－	118,310,010	△1,428,396
	アメリカドル	116,881,614	－	118,310,010	△1,428,396
合計		125,286,591	－	126,704,760	△1,438,623

（注）時価の算定方法

1．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（ア）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

（イ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド	90,910,693	116,392,960	
合計		90,910,693	116,392,960	

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2018年 4月16日現在)	(2018年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	45,638,251	23,499,583
金銭信託	117,742,434	113,604,253
株式	4,322,023,192	2,777,064,087
未収配当金	9,447,041	7,258,349
流動資産合計	4,494,850,918	2,921,426,272
資産合計	4,494,850,918	2,921,426,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,609,924	8,229,809
その他未払費用	1,569	2,400
流動負債合計	77,611,493	8,232,209
負債合計	77,611,493	8,232,209
純資産の部		
元本等		
元本	3,686,825,678	2,275,392,792
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	730,413,747	637,801,271
元本等合計	4,417,239,425	2,913,194,063
純資産合計	4,417,239,425	2,913,194,063
負債純資産合計	4,494,850,918	2,921,426,272

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年 4月16日現在	2018年10月15日現在
１．元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,751,418,877円	3,686,825,678円
同期中における追加設定元本額	197,001,959円	88,506,480円
同期中における解約元本額	2,261,595,158円	1,499,939,366円
同期末日における元本の内訳		
ＵＳ株主還元ファンド（年１回決算型）	1,441,838,067円	898,224,900円
ＵＳ株主還元ファンド（年４回決算型）	1,586,510,634円	1,084,710,101円
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年１回決算型）	521,761,242円	201,547,098円
ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）	136,715,735円	90,910,693円
合計	3,686,825,678円	2,275,392,792円
２．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,686,825,678口	2,275,392,792口
３．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の１口当たり純資産額	1.1981円	1.2803円
（１万口当たり純資産額）	11,981円	12,803円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項 目	2018年 4月16日現在	2018年10月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2018年 4月16日現在	2018年10月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	177,623,784	23,123,219
合計	177,623,784	23,123,219

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①　有価証券明細表
（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	1,149	117.77	135,317.73	
	EXXON MOBIL CORP	4,005	81.38	325,926.90	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	3,633	76.96	279,595.68	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	5,991	65.26	390,972.66	
	BEMIS COMPANY	4,782	44.91	214,759.62	
	DOWDUPONT INC	4,922	59.66	293,646.52	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,667	97.50	162,532.50	
	NUTRIEN LTD	4,005	54.07	216,550.35	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	1,799	81.78	147,122.22	
	3M CO	1,752	198.23	347,298.96	
	BOEING CO	987	360.11	355,428.57	
	EATON CORP PLC	4,793	79.77	382,337.61	
	EMERSON ELECTRIC CO	4,259	71.92	306,307.28	
	GENERAL DYNAMICS CORP	929	191.85	178,228.65	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,706	156.20	266,477.20	
	LOCKHEED MARTIN CORP	1,090	327.62	357,105.80	
	RAYTHEON COMPANY	1,010	191.69	193,606.90	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,752	129.63	227,111.76	
	DELUXE CORP	2,770	50.95	141,131.50	
	REPUBLIC SERVICES INC	3,644	70.63	257,375.72	
	WASTE MANAGEMENT INC	3,204	88.55	283,714.20	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,556	115.64	179,935.84	
	HANESBRANDS INC	10,239	16.36	167,510.04	
	LEGGETT & PLATT INC	5,443	38.92	211,841.56	
	BRINKER INTERNATIONAL INC	2,704	45.16	122,112.64	
	LAS VEGAS SANDS CORP	4,725	56.15	265,308.75	
	MCDONALD'S CORP	1,579	163.82	258,671.78	
	GENUINE PARTS CO	1,497	94.85	141,990.45	
	HOME DEPOT INC	1,277	192.47	245,784.19	
	TARGET CORP	1,834	84.61	155,174.74	

WALMART INC	2,716	94.81	257,503.96	
ALTRIA GROUP INC	6,886	60.06	413,573.16	
BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR	6,873	43.27	297,394.71	
CAMPBELL SOUP CO	3,923	37.10	145,543.30	
COCA-COLA CO/THE	4,655	44.68	207,985.40	
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	6,026	43.12	259,841.12	
KRAFT HEINZ CO/THE	4,259	54.24	231,008.16	
MOLSON COORS BREWING CO -B	2,196	59.33	130,288.68	
PEPSICO INC	2,263	105.28	238,248.64	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	3,947	82.31	324,877.57	
COLGATE-PALMOLIVE CO	2,354	62.54	147,219.16	
KIMBERLY-CLARK CORP	2,925	109.14	319,234.50	
PROCTER & GAMBLE CO	3,796	79.06	300,111.76	
CVS HEALTH CORPORATION	1,927	74.58	143,715.66	
MEDTRONIC PLC	2,089	94.69	197,807.41	
UNITEDHEALTH GROUP INC	812	259.61	210,803.32	
ABBVIE INC	3,414	90.69	309,615.66	
AMGEN INC	882	197.39	174,097.98	
JOHNSON & JOHNSON	2,878	133.87	385,277.86	
MERCK & CO. INC.	4,771	69.81	333,063.51	
PFIZER INC	9,946	43.78	435,435.88	
BB&T CORP	3,262	46.88	152,922.56	
M & T BANK CORP	949	158.52	150,435.48	
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	11,442	16.07	183,872.94	
US BANCORP	4,910	50.79	249,378.90	
WELLS FARGO & CO	2,974	52.11	154,975.14	
BLACKROCK INC	674	427.70	288,269.80	
CME GROUP INC	2,183	176.50	385,299.50	
ALLIANZ SE-SPON ADR	12,999	21.00	272,979.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	5,723	71.25	407,763.75	
MARSH & MCLENNAN COS	2,229	79.58	177,383.82	
METLIFE INC	8,221	43.83	360,326.43	
TRAVELERS COS INC/THE	1,486	123.65	183,743.90	
IRON MOUNTAIN INC	7,360	31.59	232,502.40	
PUBLIC STORAGE	787	196.85	154,920.95	

	WELLTOWER INC	5,687	61.60	350,319.20	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	998	140.72	140,438.56	
	MICROSOFT CORP	3,656	109.57	400,587.92	
	ORACLE CORP	2,844	47.38	134,748.72	
	PAYCHEX INC	3,876	68.26	264,575.76	
	APPLE INC	1,231	222.11	273,417.41	
	CISCO SYSTEMS INC	9,133	45.71	417,469.43	
	QUALCOMM INC	2,692	64.29	173,068.68	
	AT&T INC	11,979	32.25	386,322.75	
	BCE INC	5,935	39.05	231,761.75	
	CENTURYLINK INC	9,110	20.66	188,212.60	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	8,348	53.73	448,538.04	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,389	42.46	143,896.94	
	AMEREN CORPORATION	7,359	63.80	469,504.20	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	3,876	70.90	274,808.40	
	BLACK HILLS CORP	2,903	59.57	172,931.71	
	CMS ENERGY CORP	4,295	48.85	209,810.75	
	DOMINION ENERGY INC	3,947	71.37	281,697.39	
	DUKE ENERGY CORP	4,620	79.99	369,553.80	
	ENTERGY CORP	4,445	81.35	361,600.75	
	EVERGY INC	3,029	55.62	168,472.98	
	EVERSOURCE ENERGY	4,248	61.52	261,336.96	
	FIRSTENERGY CORP	7,244	37.25	269,839.00	
	NISOURCE INC	6,999	24.31	170,145.69	
	PINNACLE WEST CAPITAL	2,344	81.50	191,036.00	
	PPL CORPORATION	8,904	30.25	269,346.00	
	SOUTHERN CO	4,028	43.58	175,540.24	
	WEC ENERGY GROUP INC	5,329	67.49	359,654.21	
	ANALOG DEVICES INC	3,494	84.17	294,089.98	
	INTEL CORP	3,749	44.88	168,255.12	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	3,552	51.80	183,993.60	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,998	68.26	136,383.48	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	4,144	101.09	418,916.96	

アメリカドル 小計	394,825		24,788,575.27 (2,777,064,087)	
合　計	394,825		2,777,064,087 (2,777,064,087)	

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

１.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

２.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

３.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	98銘柄	100.0%	100.0%

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	230,080,004 円
Ⅱ　負債総額	115,701,639 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	114,378,365 円
Ⅳ　発行済口数	120,832,248 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.9466 円
（1万口当たり純資産額）	（9,466 円）

（参考）マニュライフ・ＵＳ株主還元マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,860,475,842 円
Ⅱ　負債総額	19,877,060 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,840,598,782 円
Ⅳ　発行済口数	2,203,354,739 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.2892 円
（1万口当たり純資産額）	（12,892 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2018年10月末現在）

資本金の額　　1億4,050万円

発行可能株式の総数　　8,400株

発行済株式総数　　2,027株

最近5年間の資本金の額の増減：　　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。商品政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2．運用部門における運用方針の策定と運用の実行

・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。

・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3．リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2018年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　　類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	14	49,082
追加型株式投資信託	47	289,998
株式投資信託　合計	61	339,081
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託　合計	0	-
総合計	61	339,081

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで）の財務諸表及び第15期事業年度に係る中間会計期間（平成30年 4月1日から平成30年 9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度（平成29年 3月31日現在）			当事業年度（平成30年 3月31日現在）		
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（%）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（%）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
1．現金・預金			2,390,312			1,253,679	
2．前払費用			20,490			22,744	
3．未収運用受託報酬	※2		1,124,025			1,072,295	
4．未収投資助言報酬			23,504			27,662	
5．未収委託者報酬			245,719			251,792	
6．その他未収収益			9,602			8,072	
7．繰延税金資産			415,904			386,077	
8．その他流動資産			－			6,512	
流動資産計			4,229,559	87.8		3,028,836	86.4
Ⅱ　固定資産							
1．有形固定資産			56,466			47,068	
(1) 建物	※1	24,926			21,615		
(2) 器具備品	※1	31,539			25,452		
2．投資その他の資産			528,658			426,394	
(1) 繰延税金資産		417,122			320,071		
(2) 敷金		111,536			106,322		
固定資産計			585,125	12.1		473,462	13.5
資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1．未払金			186,772			163,578	
(1) 未払消費税等		77,846			59,263		
(2) 未払代行手数料		102,926			104,315		
(3) その他未払金		6,000			－		
2．未払費用	※2		1,112,371			1,076,209	
3．未払法人税等			96,784			－	
4．役員賞与引当金			－			18,549	
5．賞与引当金			233,855			142,897	
6．預り金			41,460			48,219	
流動負債計			1,671,244	34.7		1,449,454	41.3
Ⅱ　固定負債							
1．賞与引当金			－			16,542	
固定負債計			－	－		16,542	0.4
負債合計			1,671,244	34.7		1,465,996	41.8
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1．資本金			140,500	2.9		140,500	4.0
2．資本剰余金			1,321,229			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.8	85,500		2.4
(2) その他資本剰余金		1,235,729		25.67	－		－
3．利益剰余金			1,681,710			1,810,302	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		1,681,710		34.9	1,810,302		51.6
純資産合計			3,143,440	65.2		2,036,302	58.1
負債・純資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0

（2）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自　平成28年 4月 1日 至　平成29年 3月31日）			当事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （%）	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （%）
Ⅰ　営業収益							
1．運用受託報酬	※1		2,856,683			3,071,333	
2．投資助言報酬			288,805			315,884	
3．委託者報酬			1,141,793			1,869,111	
4．その他営業収益			38,565			74,681	
営業収益計			4,325,847	100.0		5,331,011	100.0
Ⅱ　営業費用							
1．広告宣伝費			49,202			74,742	
2．調査費			215,054			248,077	
3．委託費			1,327,734			1,649,817	
4．支払手数料			450,973			758,689	
5．営業雑経費			15,610			18,674	
営業費用計			2,058,576	47.5		2,750,002	51.5
Ⅲ　一般管理費							
1．給料	※1		1,349,814			1,559,729	
(1) 役員報酬		45,811			148,371		
(2) 給料・手当		771,101			915,936		
(3) 賞与		251,065			255,713		
(4) 賞与引当金繰入額		169,077			98,639		
(5) 役員賞与引当金繰入額		－			18,549		
(6) その他報酬給料		16,654			17,294		
(7) 福利厚生費		96,103			105,226		
2．交際費			5,252			10,820	
3．旅費交通費			28,731			37,262	
4．租税公課			45,164			28,835	
5．不動産賃借料			99,836			112,908	
6．退職給付費用			42,191			50,364	
7．固定資産減価償却費			6,999			6,981	
8．業務委託費			41,164			40,032	
9．諸経費			85,417			82,885	
一般管理費計			1,704,572	39.4		1,929,821	36.1
営業利益			562,697	13.0		651,187	12.2
Ⅳ　営業外収益							
1．受取利息及び配当金			181			113	
2．雑収入			38			－	
3．為替差益			－			－	
営業外収益計			219	0.0		113	0.0
Ⅴ　営業外費用							
1．雑損失			1,338			2,244	
2．為替差損			2,342			1,774	
営業外費用計			3,681	0.0		4,018	0.0
経常利益			559,236	12.9		647,282	12.1
Ⅵ　特別損失							
1．固定資産売却損			1,126			－	
2．特別退職金			7,083			42,294	
特別損失計			8,209	0.1		42,294	0.7
税引前当期純利益			551,026	12.7		604,987	11.3
法人税、住民税及び事業税			187,395	4.3		84,907	1.5
法人税等調整額			△766,747	△17.7		126,876	2.3
当期純利益			1,130,377	26.1		393,203	7.3

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	1,472,977	1,472,977	－	1,698,977	1,698,977
当期変動額									
合併による増加			1,235,729	1,235,729	△921,645	△921,645	－	314,084	314,084
当期純利益					1,130,377	1,130,377	－	1,130,377	1,130,377
当期変動額合計	－	－	1,235,729	1,235,729	208,732	208,732	－	1,444,462	1,444,462
当期末残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	－	3,143,440	3,143,440

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	－	3,143,440	3,143,440
当期変動額									
当期純利益					393,203	393,203		393,203	393,203
自己株式の取得							△1,500,341	△1,500,341	△1,500,341
自己株式の消却			△1,500,341	△1,500,341			1,500,341	－	－
その他資本剰余金の負の残高の振替			264,611	264,611	△264,611	△264,611		－	－
当期変動額合計	－	－	△1,235,729	△1,235,729	128,592	128,592	－	△1,107,137	△1,107,137
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	1,810,302	1,810,302	－	2,036,302	2,036,302

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

２．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成29年 3月31日）	当事業年度 （平成30年 3月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 38,249千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 44,229千円
※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
（千円）	（千円）
未収運用受託報酬　144,581	未収運用受託報酬　139,411
未払費用　145,020	未払費用　872,410

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成28年 4月 1日 至　平成29年 3月31日）	当事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）
※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円）	※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円）
運用受託報酬　1,490,524	運用受託報酬　1,697,821
給料　1,280,222	給料　1,588,627

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,810株	－	－	3,810株

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,810株	－	1,783株	2,027株
合計	3,810株	－	1,783株	2,027株
自己株式				
普通株式 (注）1、2	－	1,783株	1,783株	－
合計	－	1,783株	1,783株	－

（注）１　増加株式のすべては、親会社からの取得によるものであります。

２　減少株式のすべては、消却によるものであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,390,312	2,390,312	－
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	1,124,025	－
(3) 未払法人税等	96,784	96,784	－
(4) 未収委託者報酬	245,719	245,719	－

当事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,253,679	1,253,679	－
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	1,072,295	－
(3) 未収委託者報酬	251,792	251,792	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
敷金	111,536	106,322

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	2,390,312	－
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	－
(3) 未収委託者報酬	245,719	－
合計	3,760,056	－

当事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,253,679	－
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	－
(3) 未収委託者報酬	251,792	－
合計	2,577,766	－

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成29年 3月31日）		当事業年度 （平成30年 3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	（千円）	繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金	488,815	税務上の繰越欠損金	383,786
未払費用	261,550	未払費用	272,696
賞与引当金	72,167	賞与引当金	46,950
未払事業税	9,148	未払事業税	1,694
その他	1,346	その他	1,022
繰延税金資産小計	833,026	繰延税金資産小計	706,149
評価性引当額	－	評価性引当額	－
繰延税金資産合計	833,026	繰延税金資産合計	706,149
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.86%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.99%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.86%
合併による繰越欠損金の引継等	△140.31%	住民税均等割	0.38%
その他	0.32%	所得拡大促進税制による税額控除	△1.08%
		その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△105.14%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.01%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
327,370	2,856,683	3,184,053

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬1,141,793千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,490,524	資産運用業
マニュライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	327,370	資産運用業
適格機関投資家A	963,877	資産運用業
適格機関投資家B	195,287	資産運用業

（注）運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
383,441	3,078,459	3,461,900

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬1,869,111千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,700,897	資産運用業
マニュライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	383,441	資産運用業
適格機関投資家Ａ	912,786	資産運用業
適格機関投資家Ｂ	249,624	資産運用業

（注）運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,490,524	未収運用受託報酬	144,581
							出向者負担金等	1,374,412	未払費用	145,020

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,697,821	未収運用受託報酬	139,411
							出向者負担金等	1,676,885	未払費用	73,719

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　平成28年 4月 1日　　至　平成29年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,568.4	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約	投資助言報酬の受取	288,805	未収投資助言報酬	23,504
						事務代行	リエゾン報酬	38,565	その他未収収益	3,943
						再委任契約	再委託費の支払	243,983	未払費用	43,935
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	725,440	未払費用	703,228

当事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,583.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約	投資助言報酬の受取	315,884	未収投資助言報酬	28,405
						事務代行	リエゾン報酬	67,556	その他未収収益	6,554
						再委任契約	再委託費の支払	292,211	未払費用	42,049
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	904,617	未払費用	707,995

(注)　1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニュライフ生命保険株式会社　（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自　平成28年 4月 1日 至　平成29年 3月31日）	当事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）
1株当たり純資産額　825,049.88円 1株当たり当期純利益金額　296,687.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額　1,004,589.16円 1株当たり当期純利益金額　117,199.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成28年 4月 1日 至　平成29年 3月31日）	当事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株式の期中平均株式数（株）	3,810	3,355

（重要な後発事象）

該当事項なし

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

第１５期中間会計期間末 （平成30年９月30日現在）			
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）
（資産の部）			
Ⅰ　流動資産			
１．現金・預金			1,568,635
２．前払費用			24,968
３．未収運用受託報酬			602,096
４．未収投資助言報酬			11,484
５．未収委託者報酬			335,151
６．仮払消費税等	※１		56,061
７．前払消費税等			82,811
８．その他の流動資産			98,351
流動資産計			2,779,561
Ⅱ　固定資産			
１．有形固定資産			44,140
(1) 建物	※2	20,564	
(2) 器具備品	※2	23,575	
２．無形固定資産			1,447
(1) ソフトウェア		1,447	
３．投資その他の資産			754,288
(1) 繰延税金資産		637,847	
(2) 敷金		116,441	
固定資産計			799,876
資産合計			3,579,437
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
１．未払金			140,901
２．未払費用			667,737
３．未払法人税等			24,831
４．役員賞与引当金			52,497
５．賞与引当金			261,721
６．仮受消費税等	※１		169,230
７．預り金			48,707
流動負債計			1,365,626
Ⅱ　固定負債			
１．賞与引当金			25,701
固定負債計			25,701
負債合計			1,391,327
（純資産の部）			
Ⅰ　株主資本			
１．資本金			140,500
２．資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
３．利益剰余金			1,962,110
(1) その他利益剰余金		1,962,110	
（i）繰越利益剰余金		1,962,110	
純資産合計			2,188,110
負債・純資産合計			3,579,437

（２）中間損益計算書

第１５期中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）			
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）
Ⅰ　営業収益			
１．運用受託報酬			1,175,525
２．投資助言報酬			63,411
３．委託者報酬			1,081,720
４．その他営業収益			150,547
営業収益計			2,471,204
Ⅱ　営業費用			
１．広告宣伝費			32,488
２．調査費			134,707
３．委託費			696,782
４．支払手数料			428,470
５．営業雑経費			11,737
営業費用計			1,304,186
Ⅲ　一般管理費			
１．給料			776,528
(1) 役員報酬		34,566	
(2) 給料・手当		455,503	
(3) 賞与		56,245	
(4) 賞与引当金繰入額		138,140	
(5) 役員賞与引当金繰入額		37,798	
(6) その他報酬給料		4,341	
(7) 福利厚生費		49,933	
２．交際費			2,455
３．旅費交通費			14,413
４．租税公課			8,451
５．不動産賃借料			55,053
６．退職給付費用			26,543
７．固定資産減価償却費			2,980
８．業務委託費			2,580
９．諸経費			35,136
一般管理費計			924,144
営業利益			242,873
Ⅳ　営業外収益			
１．受取利息及び配当金			6
２．雑収入			151
営業外収益計			157
Ⅴ　営業外費用			
１．為替差損			8,239
２．雑損失			24
営業外費用計			8,264
経常利益			234,766
Ⅵ　特別損失			
１．特別退職金			100
特別損失計			100
税引前中間純利益			234,666
法人税、住民税及び事業税			14,557
法人税等調整額			68,302
中間純利益			151,807

（３）中間株主資本等変動計算書

第１５期中間会計期間（自　平成30年４月１日　　至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	1,810,302	1,810,302	2,036,302	2,036,302
当中間期変動額								
中間純利益	－	－	－	－	151,807	151,807	151,807	151,807
当中間期変動額合計	－	－	－	－	151,807	151,807	151,807	151,807
当中間期末残高	140,500	85,500	－	85,500	1,962,110	1,962,110	2,188,110	2,188,110

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年
器具備品　5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

１．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※１．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

※２．有形固定資産の減価償却累計額　　47,157千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第１５期中間会計期間（自　平成30年４月１日　　至　平成30年９月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	2,027株	－	－	2,027株

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）をご参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,568,635	1,568,635	－
(2) 未収運用受託報酬	602,096	602,096	－
(3) 未収委託者報酬	335,151	335,151	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（中間貸借対照表計上額116,441千円）については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

シンガポール	香港	日本	合計
63,488	144,914	1,181,081	1,389,484

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬1,081,720千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	689,503	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額は、1,079,481円99銭であります。

２．１株当たり中間純利益は、74,892円82銭であります。

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第１５期中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
中間純利益金額（千円）	151,807
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	151,807
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2018年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（再信託受託会社） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (2018年3月末現在)	

（２）販売会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円 (2018年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円 (2018年3月末現在)	
髙木証券株式会社	11,069百万円 (2018年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (2018年3月末現在)	

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
エポック・インベストメント・パートナーズ・インク	293.5百万USドル (2018年9月末現在)	主として機関投資家向けファンド等の設計・投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

① 投資信託財産の保管、管理及び計算

② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

① 受益権の募集の取扱い

② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

（３）「投資顧問会社」は、委託会社から運用権限の委託を受け、マザーファンドを運用します。

３【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②　目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

③　委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④　詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

⑤　使用開始日を記載することがあります。

⑥　届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

⑦　次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との主旨を示す記載

⑧　委託会社や当ファンドのロゴ・マーク等を使用することがあります。

⑨　ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩　図案を採用することがあります。

（２）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（３）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　鴨下　裕嗣　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成３０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年12月５日

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈　良　昌　彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）の平成30年４月17日から平成30年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＳ株主還元ファンド（為替ヘッジあり・年４回決算型）の平成30年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成３０年１１月１９日

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鴨下　裕嗣　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第１５期事業年度の中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成３０年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2)財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。